

ALIVE 基金助成金交付契約書

_____ (以下、「甲」という) と NPO 法人地球生物会議 (以下「乙」という) とは、乙が行う ALIVE 基金助成金 (以下「助成金」という) の交付に関して、以下の通り契約する。

(目的)

第1条 乙の設立目的 (乙の定款第3条) に少しでも近づける活動の支援を目的として、甲が行う以下の活動に要した実費を助成金として交付する。尚、乙は、活動にあたって常識的な範囲内で節約に努めるものとする。

調査研究活動 啓発普及活動 教育活動

〈乙の定款第3条〉

本会は地球上に生息するすべての生物が地球の構成員として尊重される社会を構築することを理念として、動物、生命、環境に関する問題の調査をし、広く一般市民を対象として、課題の提起および解決方法の提案を行うことにより人と動物と環境が調和する社会の実現を図ることを目的とする。

(助成対象活動)

第2条 前条の助成対象活動は以下の通りとする。

活動種類	<input type="checkbox"/> 調査研究活動 <input type="checkbox"/> 啓発普及活動 <input type="checkbox"/> 教育活動
具体的内容	
活動完了予定日	20 年 月 日

(助成金)

第3条 第1条の助成金の額は、最大 100 万円とする。

- 2 助成対象活動の中止が甲の責めに帰すべからざる事由に基づく場合には、乙は甲に活動中止までにかかった実費を支払うものとする。ただし、助成対象活動の中止が甲の責めに帰すものと乙が判断した場合には、助成金は支払えないものとする。

(助成金の交付)

第4条 乙は、第5条に定める助成対象活動完了報告書 (以下「完了報告書」という) と活動に要した実費の領収書等を甲から受領した場合には、速やかに完了報告書の審査及び必要に応じて検証を実施し、これにより助成対象活動が、この契約の定めに適合すると乙が認めた場合には、助成金の額を確定し、甲に対して助成金交付希望口座へ振込むことにより助成金を甲に交付するものとする。

- 2 当該活動により得られたものの著作権は甲にある (尚、その際には ALIVE 基金からの助成を受けたことを明記)。但し、甲は乙が活動の内容を紹介する等、動物問題の解決のために使用することを認めるものとする (尚、その際には甲による活動であることを明記)。

(完了報告書)

第5条 甲は、助成対象活動が完了した日から起算して原則 30 日以内に、完了報告書を乙に提出するものとする。尚、合理的な事情があると乙が認めた場合には提出期限を延ばすことができるものとする。

- 2 乙は、完了報告書の内容を刊行物やパネル・リーフレットに掲載/発表できるものとする。尚、甲は完了報告書提出まで、活動内容を第三者に漏らしてはならないものとする。

(助成対象活動の変更・延長・中止)

第6条 甲は、助成対象活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を乙に提出し、乙の承認を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の承認をする場合には、甲に対して条件を付すことができるものとする。
- 3 甲は、助成対象活動が当初予定までに完了することができないと見込まれる場合、または助成対象活動を行うことが困難となった場合には、ただちに延長・中止報告書を乙に提出するものとし、乙からの指示に従うものとする。
- 4 甲は、助成対象活動が困難となり、前項の延長・中止報告書を提出し、活動を中止することになった場合でも、活動期間中に行った行動については第7条に定める責任を負うものとする。

(助成対象活動期間中の行動責任)

第7条 甲は、助成対象活動期間中、ALIVE 基金の助成対象者として乙の名誉と品位を傷つけることのないように活動するものとする。特に以下に定める行動は禁止する。

- ・ 法令に違反する行為
- ・ 根拠なく他者を誹謗中傷する行為
- ・ 品位を欠く言動・行為

2 万一、甲が前項に違反した場合、乙はただちに本契約を解除することができることとし、甲は、乙に与えた損害が最小限となるよう、乙との契約に反して活動をしたことを公表する等して努力するものとする。

(契約の解除)

第8条 乙は、前条第 2 項のほか、甲から延長・中止報告書の提出により活動が中止された場合、または次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除または契約内容を変更できるものとする。この場合、乙は、すみやかに甲に書面により通知するものとする。

- ・ 甲が第2条にて届出た活動内容ならびに乙の定款第3条に基いて出された乙の指示に違反した場合
- ・ 甲が乙に対し、延長・中止報告書による延長の届出がないままに、活動完了予定日から起算して 30 日以内に完了報告書の提出できないことが明らかであると乙が判断した場合

(ALIVE 基金 PR 等の協力)

第9条 甲は、助成対象活動について、「ALIVE 基金から助成を受けた活動」である旨の表示をするものとする(可能であれば説明も行うよう努めるものとする)。ただし、「調査研究活動」にあたっては、活動中は PR を要せず、活動完了後、その研究発表の際に PR に努めることとする。

(他の補助金/助成金との関係)

第10条 他の補助金/助成金と共同して、ALIVE 基金からの助成金を受ける場合において、本契約と齟齬が生じてしまう場合等については、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。尚、ALIVE 基金助成にあたっては領収書原本の提出を要するものとする。

(協議)

第11条 本契約に疑義が生じた場合または本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

20 年 月 日

甲 〒 _____

印

乙 〒113-0021 東京都文京区本駒込 5 丁目 18 番 10 号 102
特定非営利活動法人 地球生物会議
代表理事 北村 孝至
代表理事 情野 康洋

印